# 令和元年度　新上五島町いじめ防止等に係る再発防止対策

いじめ防止対策推進法及び新上五島町いじめ防止基本方針に基づき、いじめと正面から向き合い、以下の取組を通していじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）に最大限努めるとともに、関係する機関及び団体との連携を図り、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施する。

## 【町教育委員会における具体的取組】

### １　学校との連携強化

（１）いじめ問題、不登校等問題等の情報の共有化
　①　「いじめ実態把握調査」の実施（９月・１月・３月の年３回）
　②　いじめ等対策支援員による全学校訪問指導
　　（各学校の現状把握及びいじめ対策委員会等での指導助言）
　③　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と訪問指導
　④　「学校訪問」・「教育週間」・「学校開放日」等における町教委訪問指導
　　（各学校の現状把握及び指導助言）
　⑤　不登校児童生徒（遅刻・早退の多い児童生徒も含む）に関する情報収集（毎月）及び対象学校との情報共有、方針確認
　⑥　学校生活相談員の全中学校への配置と活用
（２）いじめ防止等に関する教職員の指導力向上
　①　全ての教師を対象とした「いじめ予防・いじめ対策等研修会」の開催
　②　いじめ予防・対策等をテーマとしたＤＶＤ・書籍等の購入と各学校への貸出
　③　生活指導主任・生徒指導主事研修会の実施（年２回）
（３）いじめ防止等に関する児童生徒の意識向上
　①　新上五島町中学校連合生徒会の開催と「いじめ根絶メッセージ」の町内啓発
　　（情報交換及び生徒自身による「いじめ根絶メッセージ」の採択・宣言）
　②　中学生を対象にした「いじめ根絶・自殺予防教育」の実施
　③　児童生徒向けリーフレットの作成と配付
（４）いじめ防止等に関する保護者の意識向上
　①　保護者を対象にした「いじめ予防・いじめ対策等に関する講演会」の開催
　②　保護者向けリーフレットの作成と配付

### ２　関係機関との連携強化

（１）新上五島町いじめ問題等対策連絡協議会の実施
　①　いじめの実態把握及び情報交換といじめ防止等のための対策の協議（年２回）
　②　いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携
　③　協議会委員の学校訪問及び懇談（各校開催の命を見つめる教育週間期間内）

### ３　重大事態発生時の対応

（１）調査チームの迅速な設置と関係機関との連携強化
（２）公平・中立な立場にある専門家の招聘と効果的活用
（３）丁寧な調査（アンケート・聴き取り等）の実施と正確な情報把握
（４）プライバシーに配慮した正確で一貫した積極的な情報発信
（５）関係保護者の心情に寄り添った誠意ある対応と情報提供
（６）調査・報告の徹底及び記録の整理・保管と情報収集の継続

## 【各学校における取組】

各学校作成のいじめ防止基本方針に基づき、いじめと正面から向き合い、以下の取組を通していじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）に最大限努めるとともに、関係する機関及び団体との連携を図り、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施する。

### 1　すべての児童生徒が楽しく生活できる安全・安心な学校づくり

（1）いじめ問題等の早期発見と早期対応
- ①　「生活アンケート調査」の定期的な実施と情報共有の徹底
- ②　「いじめ実態把握調査」の定期的な実施と情報共有の徹底
- ③　毎日の生活ノート（個人用）等を活用した状況把握と児童生徒理解
- ④　児童生徒と個別に向き合う教育相談の計画的実施と情報の共有
- ⑤　生徒指導に関する各種部会等の定期的な開催
  （情報の共有化と共通理解・共通実践）
- ⑥　いじめ見逃しゼロの実現に向けた「いじめ防止対策委員会」の効果的運営
  （必要に応じて、いじめ等対策支援員の同席をもとめる）
- ⑦　いじめに対する対応窓口の複数設置と児童生徒・保護者への周知
  （養護教諭・学校生活相談員・ハートボックス等）
- ⑧　児童生徒の様子を把握する校内巡視（特に休み時間・昼休み・放課後）

（2）心の教育の充実
- ①　道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- ②　心に響く道徳科の授業実践と道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成
- ③　自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を深く考えさせる道徳科授業の工夫
- ④　「人権を考える日」（仮）の定期的な設定と取組内容の充実
- ⑤　「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「人権週間」等の取組内容の充実

（3）児童生徒の些細な変化に敏感に気づき迅速かつ毅然と対応できる教職員の育成
- ①　教室内の人間関係をしっかりと見抜く学級経営力や授業力の習得
  - ・各種研修会等への積極的参加
- ②　いじめに対する危機意識及び理解力の向上と対応スキルの習得
  - ・いじめ防止基本方針の周知・徹底と共通理解・共通実践のための校内研修の実施
  - ・いじめ予防・対策等をテーマとしたＤＶＤ等を活用した事例研修の実施
  - ・「いじめ予防・いじめ対策等研修会」等への積極的参加
- ③　児童生徒が成長する喜びを分かち合う教職員集団の育成
  - ・学年・教科・世代を越えた語り合いと情報の共有化

（4）いじめ等と正面から向き合い、いじめ根絶に向け行動できる児童生徒の育成
- ①　いじめ等について学ぶ機会の設定
  - ・「いじめ根絶に関する学習会」や「自殺予防教育」の実施
  - ・児童生徒向けリーフレットの配布と活用
- ②　「いじめをしない・させない・許さない」支持的風土の醸成
- ③　児童生徒の自治活動を活かした「いじめのない学校づくり」の意識化
  - ・　新上五島町中学校連合生徒会への参加
  - ・　「いじめ根絶メッセージ」の全小中学校児童生徒への啓発
  - ・　平和宣言や人権宣言をもとにした人権意識の向上

（5）いじめを生みにくい学校環境づくりと記録の整理・保管
- ①　いじめ解消後における継続的な観察及び情報交換の実施
- ②　メディア利用についての町内共通ルールの確認と児童生徒・保護者への周知
- ③　メディア安全指導員等による講習会や学習会の実施
- ④　児童生徒の「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」等の軽減につながる「学校生活のきまり」の定期的な見直し
- ⑤　児童生徒に関する様々な記録の作成・整理・保管と情報共有の徹底

## 2　保護者との連携強化

（１）保護者への積極的な情報提供と情報の共有化
　①　学級通信・学校だより・学校ブログ等の各種通信による情報発信
　　（各学校作成のいじめ防止基本方針のブログへの掲載とその周知）
　②　学級懇談会・ＰＴＡ総会等の各種集会における情報提供
　③　些細なことでも報告・相談できるような信頼関係の構築
（２）保護者同士が気軽に意見交換を行う場の設定
　①　定期的な保護者会の実施と内容の工夫
　②　「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における学級懇談会の実施
（３）いじめについて学ぶ機会の設定
　①　保護者対象の「いじめ予防・いじめ対策等に関する講演会」の参加要請
　②　保護者向けリーフレットの配付と活用
（４）家庭における子供と話し合う機会の要請

## 3　関係機関等との連携強化

（１）いじめ等対策支援員、学校生活相談員、学習補助員の定期的な有効活用
（２）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的活用
（３）地域の民生委員・主任児童委員、学校評議員、各地区育成会等との情報交換
（４）町こども課や県福祉事務所、長崎県教委児童生徒支援室、長崎こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)、警察等との情報交換
　　（校内だけで抱え込まない）

## 4　重大事態（自殺等）発生時の対応

※　子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成２２年３月　文部科学省発行）を活用
（１）危機対応の態勢つくり
　①　客観的で正確な事実の把握と「対応経過」の時系列による記録
　②　適切な対応態勢の整備と校内における役割分担
（２）遺族へのかかわり
　①　遺族に対する心からの弔意と誠意ある対応
（３）情報収集・情報発信および報道対応・保護者への説明
　①　正確な情報収集および積極的、かつ一貫した情報発信
（４）心のケア（児童生徒・教職員・保護者）と学校活動再開の準備
　①　関係者の心と体の健康状態の把握とケア態勢つくり
　②　外部機関等との連携